

## 古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、予算の範囲内で、古賀市ブロック塀等撤去費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造等)の塀(フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。)及び門柱をいう。
- (2) 道路 通学路、避難路のほか市長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者(国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当する者は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関

係を有する者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める要件のすべてを満たすものとする。

(1) ブロック塀等の全部を撤去する工事

ア 対象となるブロック塀等が市内の道路に面する高さ1メートル以上のものであること。

イ 対象となるブロック塀等が診断カルテ(様式第1号)で40点未満であるものその他市長が災害時に安全上支障があると認めるものであること。

(2) ブロック塀等の一部を撤去する工事

ア 前号ア及びイの要件を満たすこと。

イ 一部を撤去する工事が完了した場合において、診断カルテで70点以上になること。

ウ 一部を撤去する工事が完了した場合において、高さが1.2メートル以下となること。

エ 対象となるブロック塀等が建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内に存しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付の対象となった工事に係るブロック塀等の存する敷地と同一の敷地に存したブロック塀等に係る工事は、補助対象工事から除外するものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、補助対象工事に必要な経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

2 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に

1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と10万9,000円のいずれか低い額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、次条に規定する交付申請の前に、市長と事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助対象工事に着手する前に、古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の申請の期限は、申請に係る工事が完了する見込みの日が属する年度の2月末日までとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する場合にはその金額を決定し、その結果を古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合、必要があるときは条件を付すことができる。

(申請に係る工事の中止)

第9条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、申請に係る工事を中止する場合には、速やかに古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、市長は、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(申請の内容の変更)

第10条 申請者は、第8条の規定により交付を決定する旨の通知を受けた場合、交付決定に係る申請の内容に変更が生じたとき（交付決定額の変更を伴わない変更は除く。）は、速やかに古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、申請内容変更の承認の可否を決定し、古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第8条の規定により交付を決定する旨の通知を受けた場合、交付決定に係る申請の内容に交付決定額の変更を伴わない変更が生じた場合は、速やかに古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、交付決定に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は工事が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付に係る工事完了実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を古賀市ブロック塀等撤去費補助金に係る事業実績調査確認書（様式第9号）により審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、

交付すべき補助金の額を確定し、古賀市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

（請求等）

第13条 前条に規定する通知を受けた申請者は、古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第11号）により、古賀市ブロック塀等撤去費補助金を請求することができる。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を交付決定に係る工事以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、古賀市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により申請者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、古賀市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めその返還を命じることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年12月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。